

## 「朝日町雇用創出奨励金」拡充について

### 制度概要

- ・ 町民を雇用した事業者及び雇用された町民に対して奨励金を交付します。

### 交付対象者

- ①申請日時点において、朝日町に住所を有する就業者で、町内の事業所に勤務している者。
- ②雇用保険及び社会保険被保険者の資格を有する就業者で正規雇用であること。  
(日雇労働者又は季節的に雇用された者を除く。)
- ③朝日町雇用創出奨励金の拡充後に交付を受けていない者。  
(同一人物が2度交付を受けることはできません。)
- ④前各号に該当する就業者を雇用する事業者。
- ⑤町税の滞納が無い事業者及び就業者。
- ⑥その他、これに類する補助金の交付を受けていないこと。

### 奨励金の交付額

交付対象	金額
町内の事業所に正規雇用された就業者 及び雇用した事業者	10万円
町内の事業所に正規雇用された時点で 29歳以下の就業者及び雇用した事業者	20万円
6箇月以内に町外から転入し、 町内の事業所に正規雇用された就業者 及び雇用した事業者	60万円
6箇月以内に町外から転入し、 町内の事業所に正規雇用された時点で 29歳以下の就業者及び雇用した事業者	80万円
非正規雇用者を正規雇用として 改めて採用した事業者	20万円

## 申請方法

奨励金の交付を申請する場合は、次の書類を提出してください。

①朝日町雇用創出奨励金交付申請書

(様式第1号及び様式第1号の2又は様式第2号)

②請求書(様式第3号又は様式第4号)

③「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」及び「雇用保険被保険者証」の写し

④「労働保険関係成立届」の写し

⑤「健康保険証」の写し

⑥現住所の確認できる書類(免許書の写し等)

⑦口座番号が確認できる書類(通帳の写し等)

【町外から転入した就業者を採用した場合】

⑧6箇月以内に転入した旨を証明できる書類

【非正規雇用者を正規雇用として改めて採用した事業者の場合】

⑨その旨を証明できる書類

## 奨励金の返還

下記の場合を除き、就業者が交付決定の日から3年以内に離職又は朝日町から転出した場合は、事業者が責任をもって奨励金を返還していただきます。

【返還の必要がない場合】

①就業者が婚姻又は離婚の届出により転出したとき。

②就業者が不慮の事故、病気又は死亡により離職したとき。

③就業者が出産又は育児のため離職したとき。

④災害その他の事故により事業所が縮小又は廃止され、就業者が離職したとき。

⑤その他前各号に掲げるもののほか、町長が特に認めるとき。

※年度内に就職した方を対象としています。年度をまたぐ可能性がある場合や、ご不明点がありましたら、朝日町役場商工観光課までお問い合わせください。